

発議第2号

令和4年9月21日

北栄町議会議長 津川 俊仁 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 北栄町議会議員 | 斉 尾 智 弘 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 河 本 文 哉 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 井 川 敦 雄 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 蓑 原 美百合 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 尾 嶋 準 一 |
| 賛成者 | 北栄町議会議員 | 秋 山 修 |

議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置について

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

議会に求められる役割と責任を十分に果たすよう、本町議会における適正な議員定数及び議員報酬等について調査、研究を行うため。

- 1 委員会の名称
議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会とする。
- 2 委員の定数
15人とする。
- 3 調査研究事項
議員定数及び報酬等に関する調査及び研究とする。
- 4 調査研究期間
特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。
- 5 委員の任期
調査終了までとする。
- 6 経費
予算の範囲内とする。